

## コンサルタント関係分類表

大分類	小分類							
A.測量	1.測量一般	2.航空測量	3.地図調整	4.G I S				
B.建築関係コンサルタント	1.建築設計	2.設備設計	3.耐震診断	4.工事監理（建築）	5.工事監理（電気）	6.工事監理（機械）		
C.建設コンサルタント	1.河川、砂防及び海岸・海洋	2.電力土木	3.道路	4.鉄道	5.上水道及び工業用水道	6.下水道	7.農業土木	8.森林土木
	9.水産土木	10.造園	11.都市計画及び地方計画	12.地質	13.土質及び基礎	14.鋼構造及びコンクリート	15.トンネル	16.施工計画・施工設備及び積算
	17.建設環境	18.機械	19.電気電子	20.廃棄物	21.建設情報調査等	22.建設情報調査等		
D.地質調査	1.地質調査							
E.補償関係コンサルタント	1.土地調査	2.土地評価	3.物件	4.機械工作物	5.営業補償・特殊補償	6.事業損失	7.補償関連	8.総合補償
F.不動産鑑定	1.不動産鑑定							

- ・「測量」における「測量一般」「航空測量」「地図の調整」については、測量法第55条の5の規定により、登録された者でなければ希望することはできません。また委任先がある場合、委任先が測量士を配置されている営業所でなければ希望することはできません。
- ・「建築関係建設コンサルタント業務」における「建築一般」については、建築士法第23条の3の規定により、登録された者でなければ希望することはできません。また、委任先がある場合、委任先が建築士事務所登録を受けていなければ希望することはできません。
- ・「建築関係建設コンサルタント業務」における「工事監理（建築）」「工事監理（電気）」「工事監理（機械）」については、自社の設計した事案以外の工事監理業務について希望する場合に記載してください。
- ・「建設コンサルタント」については、建設コンサルタント登録規程第5条に規定により、登録された部門でなければ希望することはできません。また、委任先がある場合、委任先が現況報告書上の営業所として記載されていなければ希望することはできません。
- ・「地質調査」については、地質調査業者登録規程第5条の規定により、登録された者でなければ希望することはできません、また、委任先がある場合、委任先が現況報告書上の営業所として記載されていなければ希望することはできません。
- ・「補償関係コンサルタント業務」における「補償関係コンサルタント」については、補償コンサルタント登録規程第5条の規定により、登録された部門でなければ希望することはできません。また、委任先がある場合、委任先が現況報告書上の営業所として記載されていなければ希望することはできません。
- ・「補償関係コンサルタント業務」における「不動産鑑定」については、不動産の鑑定評価に関する法律第24条の規定により、登録された者でなければ希望することはできません。また、委任先がある場合、委任先が不動産鑑定士を配置されている事務所でなければ希望することはできません。